

青色申告を始めましょう！

3月15日までに税務署への申請を

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速取り組んでみましょう。

なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした**収入保険制度**の導入が決定されました。

〈青色申告とは〉

「正規の簿記（複式簿記）」と「簡易な方式」があります。

簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳などを整備することが必要です。

〈青色申告の主なメリット〉

・「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

・損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

・帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるのと同時に、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。

〈青色申告を始めるためには〉

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

この申請を行えば、平成29年の所得から、青色申告を行うことができます（申告時期は平成30年2～3月）。



〈収入保険制度とは〉

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。主な内容は、次のとおりです。

○青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。

※5年以上の青色申告実績がある者が基本ですが、新規就農者などでも、青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

○当年の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を補てんします。

○農業者は、保険料・積立金を支払って加入します（任意加入）。

※詳しくは、農林水産省のホームページをご覧ください。

◎問い合わせ先

九州農政局鹿児島県拠点地方
参事官室
☎099（222）5840

最低賃金、しっかりチェック！！

鹿児島県最低賃金は時間額 715 円

現在の鹿児島県の最低賃金は、次のとおりとなっています。使用者も労働者も、必ず鹿児島県の最低賃金を確認しましょう。

鹿児島県最低賃金 (地域別最低賃金)	最低賃金額 時間額 (円)	効力発生日
	715	平成28年10月1日
特定最低賃金 (産業別最低賃金)	最低賃金額 時間額 (円)	効力発生日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（医療用計測器製造業を除く、ただし心電計製造業は含む）	745	平成29年1月8日
自動車（新車）小売業	780	平成28年12月21日

※最低賃金は、臨時、パート、アルバイトなどすべての労働者に適用され、使用者は労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

※特定最低賃金（産業別最低賃金）は、県内の特定の産業の労働者と使用者に適用されます。地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

※最低賃金には、次の賃金は算入されません。
①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
②一月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金
④精皆勤手当、通勤手当、家族手当

◎問い合わせ先

鹿児島労働局賃金室 ☎099（223）8278
川内労働基準監督署 ☎0996（22）3225